

「 就業規則 診断見直し 」サービスのご案内

Overview サービスの概要

最近の多様な価値観、従業員の権利意識の変化において、職場のルールブックといえる就業規則の存在はますます重要なものとなっています。近年多発している労働問題も、就業規則の不完全さがその発端になっているという場合がほとんどです。

労働基準法の改正により、平成16年1月1日からは**就業規則に定めのない事項で解雇を行なった場合は解雇権の濫用**にあたり、解雇そのものが無効となってしまいます。職場秩序の安定を目的として、**企業防衛のための規則**という観点から、自社の就業規則の見直しを行なわれてはいかがでしょうか。

就業規則の定めが充分でないことで、起こりうることは

- 規則に定めのない理由で、従業員の解雇を行なえない。
- 非正社員にも賞与や退職金を支払わなくてはならない。
- 私傷病の休職において、入社まもない社員にも長期の休職期間を与えなければならない。
- 遅刻・欠勤が多い、会社の指示命令に従わない、服務態度が不良の社員に懲戒を行うことができない。
- 会社が第三者から使用者責任に基づく損害賠償請求を受ける可能性が高い。

労働者が10人いないので、就業規則を作成していないが？

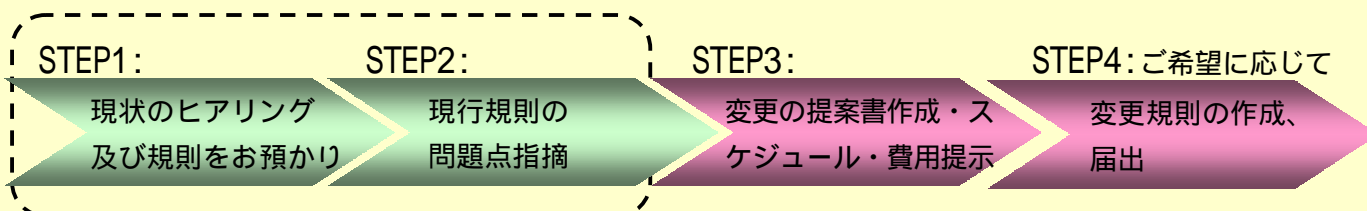
そのこと自体は、労働基準法に抵触することではありませんが、企業防衛の点から、**人数にかかわらず就業規則を作成**することをお勧めします。

まずは、現状の問題点の把握を！

貴社の就業規則の内容チェックを当社の**社会保険労務士が無料**で行います。（下記STEP2まで）この機会に、当社人事コンサルティングサービスをぜひご利用下さい。

上記の資料作成により、客観的に貴社の就業規則診断書を作成し、問題点を指摘いたします。

サービスのステップ



所要時間・料金

所要時間は内容によって異なります。 無料



保険情報サービス株式会社

法人コンサルティング部

〒120-0005 東京都足立区綾瀬3-16-4 とうしんビル 3F

TEL 03-5682-7070 FAX 03-5682-7071

URL <http://www.hoken-joho.co.jp>



FAX 03-5682-7071

各サービスをご希望の方はそのままお送りください

企業の皆様へ保険情報サービス株式会社
セミナー事業部
TEL 03-5682-7070**経営者向け 無料サービスのご案内**

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
特にリクエストの多かった経営者向けサービスについてご案内させていただきます。
ご希望の方は口欄にチェックの上、FAXにてご返信ください。

- ① 「**就業規則**」 **診断見直し** サービス
- ② 会社のリスクから保険の有効活用状況をチェック！ 「**保険通信簿**」 **作成** サービス

御社名:	お名前:	
ご住所::	役職:	
TEL:	FAX:	E-mail:

◆保険情報サービス株式会社：損害保険13社、生命保険17社の取扱いを行い、生命保険・損害保険・社会保険の一元化サービスのほか、税理士・公認会計士・弁護士・社会保険労務士などのネットワークを活用し、人事労務、事業承継をはじめ経営支援活動を行っています。

こんな経営者の方に

- 「就業規則はしばらく **見直し**をしていない。どこから手を付ければよいか？」
- 「従業員トラブルに対処するも **明文化した規定**さえない」
- ▲ 「**本来の目的と保障の内容**が合っているの だろうか？」
- 「負担している **保険料は妥当**なのか 疑問を感じている」
- ◆ 「管理方法が煩雑で、いざといときに **請求漏れ** がありそう」
- △ 「昔の契約を、**ただ更新**して いてメンテナンスがされていない」
- 「決算の保険で **どこが一番いい**のか 各社調べるのが面倒」

ご記入いただいたお客様の情報については、当サービスの利用以外に使用致しません。
プライバシーポリシーについては次にアクセスしてください。

<http://www.hoken-joho.co.jp/privacy.htm>

当社のコミットメント：

私達はお客様からのご依頼がない限り、保険の勧誘、押売り等は一切行いません。